

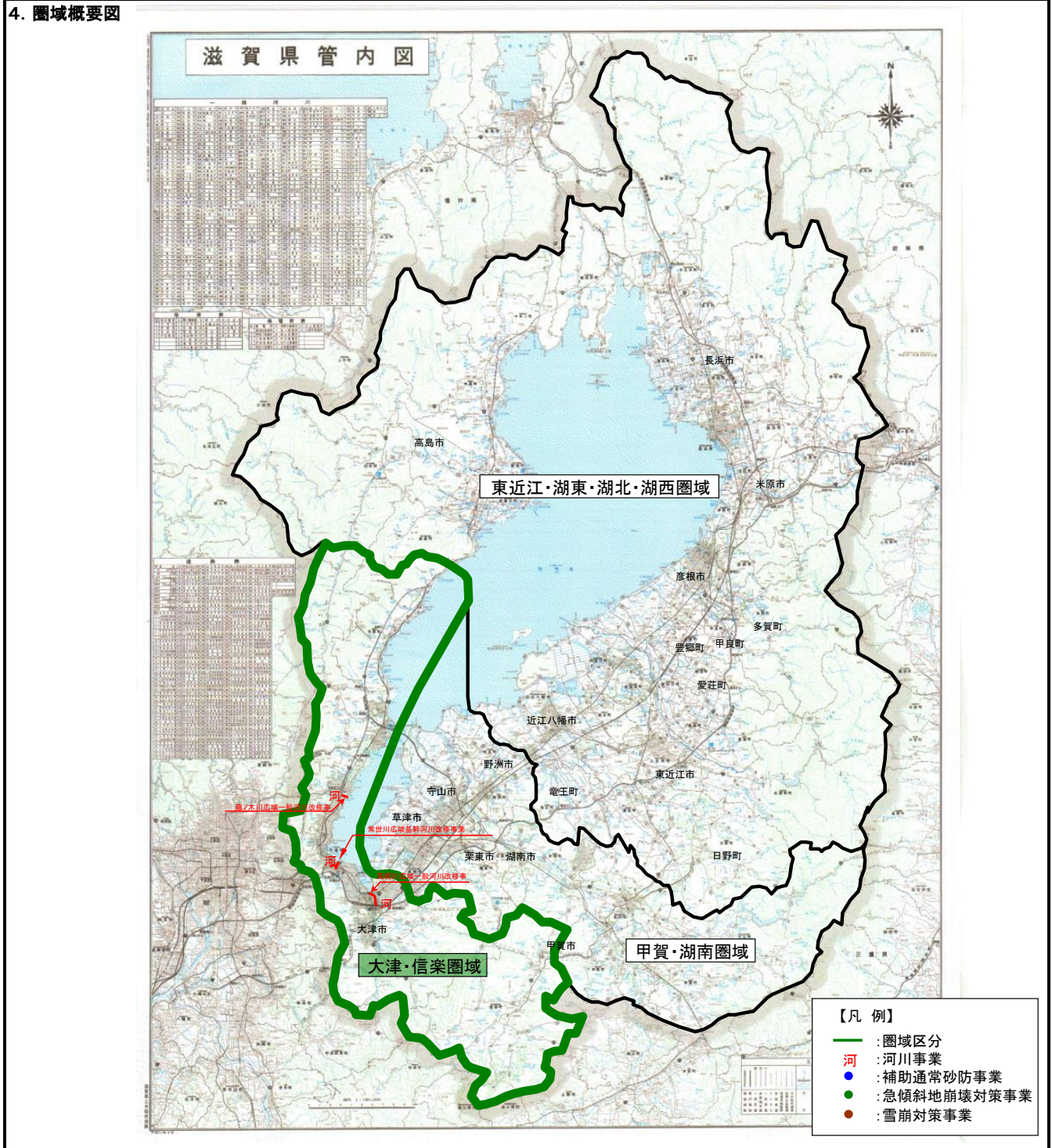
## 総合流域防災事業計画総括表

1. 圏域名	大津・信楽圏域			
2. 事業主体	滋賀県			
3. 関係事業主体	大津市、甲賀市信楽町			
4. 計画の範囲	瀬田川・大戸川流域及び当該流域と同一の自然特性、社会特性を持つ圏域			
5. 目標	・水害対策としてトンネル河川は100年、その他河川は10年に1回程度の降雨において予想される洪水を安全に流下できる河道を確保する。 ・土砂災害対策として、4集落を土石流やがけ崩れ災害から保全することを目標とする。また、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定を750箇所行う。			
6. 計画期間	平成27年度～平成31年度まで	7. 全体事業費	3,834 百万円	
8. 実施内容				
	種別	細別	箇所名・箇所数(主な目標)	事業費(百万円)
(1)河川	改修		1級河川常世川(トンネル放水路による狭小河川の解消)	240
			1級河川藤ノ木川(法線是正と天井川の解消)	600
			1級河川高橋川(天井川と河積狭小部の解消)	360
		小計		<b>1,200</b>
(2)砂防	砂防		砂防堰堤工2箇所、除石工1箇所、長寿命化計画策定、緊急改築	460
			地すべり対策	長寿命化計画策定、緊急改築
	急傾斜地崩壊対策		擁壁工1箇所、長寿命化計画策定、緊急改築	260
			雪崩対策	
	小計		<b>750</b>	
(6)情報基盤総合整備	河川情報基盤			780
	ダム情報基盤			
				300
	砂防情報基盤			
	小計		<b>1,080</b>	
(7)砂防基礎調査等	砂防基礎調査		300箇所	300
			急傾斜地基礎調査	440箇所
	地すべり基礎調査		10箇所	10
			小計	<b>790</b>
(8)浸水想定区域等調査	浸水想定区域図			
	小計			<b>0</b>
(9)その他	水害に強い地域づくり		関係市町への避難勧告等の発令判断支援。更に、周辺住民との協働による地域防災力の向上に資する取組。	14
		小計		<b>14</b>
<b>合 計</b>				<b>3,834</b>

<p>9. 協議会の構成員</p>	<p>瀬田川地域安全懇談会  国：琵琶湖河川事務所長、大戸川ダム工事事務所長、滋賀国道事務所長、彦根地方気象台長  県：防災危機管理局長、砂防課長、流域政策局長、大津土木事務所長、甲賀土木事務所長、砂防課長  市町：大津市長、甲賀市長</p>
<p>10. 情報伝達、避難計画等に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)</li> <li>■避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害・土砂災害対応タイムライン)</li> <li>■水害・土砂災害危険性の周知</li> <li>■ICTを活用した洪水情報・土砂災害警戒情報・避難情報等の提供</li> <li>■要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施</li> </ul>
<p>11. 水防に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認</li> <li>■水防・土砂災害に関する広報の充実</li> <li>■水防・土砂災害防止訓練の充実</li> </ul>
<p>12. 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等</li> <li>■浸水被害軽減地区の指定</li> </ul>
<p>13. 河川管理施設等の整備に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)</li> <li>■決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫</li> <li>■樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</li> </ul>

## 総合流域防災計画圏域概要図

<b>1. 圏域名</b>	大津・信楽圏域											
<b>2. 事業主体</b>	滋賀県											
<b>3. 対象市区町村</b>	全域が対象となる市区町村	大津市										
	一部区域が対象となる市区町村											



## 総合流域防災計画圏域概要図

<b>1. 圏域名</b>	大津・信楽圏域									
<b>2. 事業主体</b>	滋賀県									
<b>3. 対象市区町村</b>	全域が対象となる市区町村	大津市(旧志賀町(含む))								
	一部区域が対象となる市区町村	甲賀市	信楽町(旧信楽町)							
<b>4. 圏域概要図</b>										

## 総合流域防災事業計画総括表

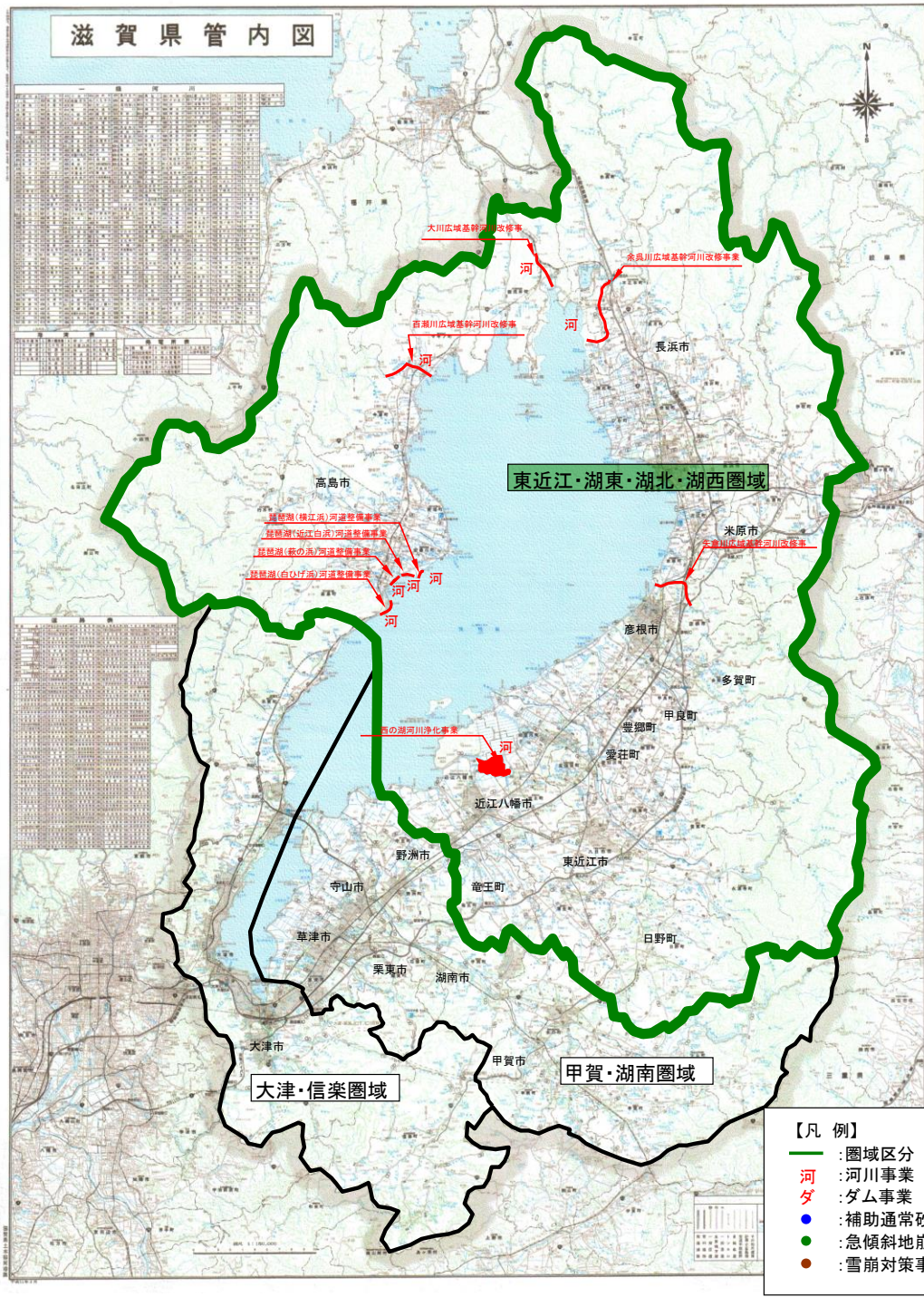
1. 圏域名	東近江・湖東・湖北・湖西圏域		
2. 事業主体	滋賀県		
3. 関係事業主体	彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、米原市、高島市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町		
4. 計画の範囲	当該流域と同一の自然特性、社会特性を持つ圏域		
5. 目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害対策としては、10年に1回程度の降雨において予想される洪水を安全に流下できる河道を確保する。</li> <li>・自然環境保全対策としては、突堤や養浜等による砂浜保全を実施する。</li> <li>・土砂災害対策として、18集落を土石流やがけ崩れ災害から保全することを目標とする。また、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定を100箇所行う。</li> </ul>		
6. 計画期間	平成27年度～平成31年度まで	7. 全体事業費	6,290 百万円
8. 実施内容			
種別	細別	箇所名・箇所数(主な目標)	事業費(百万円)
(1)河川	河川浄化	1級河川西の湖	380
	河道整備	1級河川琵琶湖近江白浜地区	50
	河道整備	1級河川琵琶湖萩の浜地区	10
	河道整備	1級河川琵琶湖白ひげ浜地区	10
	河道整備	1級河川琵琶湖横江浜地区	180
	改修	1級河川矢倉川(法線是正と河積狭小部の解消)	260
	改修	1級河川余呉川(天井川と河積狭小部の解消)	1,000
	改修	1級河川百瀬川(天井川と河積狭小部の解消)	510
	改修	1級河川大川(河積狭小部の解消)	740
		小計	
(2)砂防	砂防	砂防堰堤工10箇所、溪流保全工1箇所、除石工1箇所、長寿命化計画策定、緊急改築	1,690
	地すべり対策	長寿命化計画策定、緊急改築	40
	急傾斜地崩壊対策	擁壁工5箇所、法枠工3箇所、長寿命化計画策定、緊急改築	910
	雪崩対策		
	小計		<b>2,640</b>
(6)情報基盤総合整備	河川情報基盤		
	ダム情報基盤		
	砂防情報基盤		
	砂防相互通報		
	急傾斜地情報基盤		
	急傾斜地相互通報		
	小計		<b>0</b>
(7)砂防基礎調査等	砂防基礎調査	150箇所	200
	急傾斜地基礎調査	200箇所	240
	地すべり基礎調査	10箇所	10
	小計		<b>450</b>
(8)浸水想定区域等調査	浸水想定区域図		
	小計		<b>0</b>
(9)その他	水害に強い地域づくり	関係市町への避難勧告等の発令判断支援。更に、周辺住民との協働による地域防災力の向上に資する取組。	56
	水防訓練	湖東圏域、湖北圏域	4
	小計		<b>60</b>
<b>合 計</b>			<b>6,290</b>

<p><b>9. 協議会の構成員</b></p>	<p>①東近江圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会      国：琵琶湖河川事務所長、彦根地方気象次長      県：砂防課長、流域政策局長、東近江土木事務所長      市町：近江八幡市長、東近江市長、日野町長、竜王町長      学識委員：2名</p> <p>②湖東圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会      国：琵琶湖河川事務所長、彦根地方気象次長      県：砂防課長、流域政策局長、湖東土木事務所長      市町：彦根市長、愛荘町長、豊郷町長、甲良町長、多賀町長      学識委員：2名</p> <p>③湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会      国：琵琶湖河川事務所長、彦根地方気象次長、近畿地整河川部地域河川調整官      県：砂防課長、流域政策局長、長浜土木事務所長、長浜土木木之本支所長      市町：長浜市長、米原市長</p> <p>④高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会      国：琵琶湖河川事務所長、彦根地方気象次長      県：砂防課長、流域政策局長、高島土木事務所長      市町：高島市長      学識委員：2名</p>
<p><b>10. 情報伝達、避難計画等に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)</li> <li>■避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害・土砂災害対応タイムライン)</li> <li>■水害・土砂災害危険性の周知</li> <li>■ICTを活用した洪水情報・土砂災害警戒情報・避難情報等の提供</li> <li>■要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施</li> </ul>
<p><b>11. 水防に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認</li> <li>■水防・土砂災害に関する広報の充実</li> <li>■水防・土砂災害防止訓練の充実</li> </ul>
<p><b>12. 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等</li> <li>■浸水被害軽減地区の指定</li> </ul>
<p><b>13. 河川管理施設等の整備に関する事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)</li> <li>■決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫</li> <li>■樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</li> </ul>

## 総合流域防災計画圏域概要図

1. 圏域名	東近江・湖東・湖北・湖西圏域											
2. 事業主体	滋賀県											
3. 対象市区町村	全域が対象となる市区町村	彦根市	長浜市	近江八幡市	東近江市	米原市	高島市	日野町	竜王町	愛荘町	豊郷町	甲良町
	一部区域が対象となる市区町村											

4. 圏域概要図



## 総合流域防災計画圏域概要図

1. 圏域名	東近江・湖東・湖北・湖西圏域											
2. 事業主体	滋賀県											
3. 対象市区町村	全域が対象となる市区町村	彦根市	長浜市(旧1市8町)	近江八幡市(旧安土町等6町)	東近江市(旧能登川町・旧高生町等6町)	米原市	高島市(旧5町1村)	日野町	竜王町	栗荘町(旧栗荘町・旧愛知川町等7町)	豊郷町	甲良町
	一部区域が対象となる市区町村											

